

ベントム『統治論断片』の断片的注釈（2/2） ——ブラックストンの「主権」巡って——

石 井 幸 三

- I 本稿の目的
- II 第 1 章
(以上、本巻2号)
- III 第2～5章
- IV 展
- V 結 び

III 第2～5章

III-1 資料提示

§ 第2章「統治の形態」

第2章初めで、ベントムは、ブラックストンが国家の統治者の資質を論じるに際して、彼らの資質を神の属性（賢明、善性、力）と類似させていることを批判する（II, 6）。ベントムにとって、力こそが、地上の統治者に必要とされる資質である。

（II, 7）「この箇所での力（power）によって、私は、私に関しては、政治的権力を意味する。それは、我々の著者〔ブラックストン〕が意味しえた唯一の種類力である。それは、ここで問題になる唯一の種類力である。少し先で我々は、彼が、〔政治的権力という〕この生来の才は、国王、ただ一人の人によって、その上最高の程度で、占有されていると語っているのを見るだろう。それ故、自然的力つまり単なる器官力、最強の拳を

与える能力は、明らかに、〔国王という〕この神のような人格の諸属性の中に入れようと彼が意図したものではありえない。」

（Ⅱ, 8）「その場合、力を我々の著者の〔唱える統治の〕候補者達の資格の一つと考えることによって、彼の神学が彼を引き込んだジレンマを我々は見る。力は、*自然的か政治的*である。政治的権力は、候補者達が假定上持つことのできないものである。何故ならば、それは、正に創造されるべきものだからであり、そして統治の確立によって人々(men)が彼らに与えようとするものだからである。それならば、もし何らかの力があるとするならば、それは*自然的力*に違いない。それは、人が統治の助けなしにその人自身保持している自然的強さ(strength)である。これ〔自然的強さ〕に関して、もしこれがそれ〔自然的力〕ならば、その場合、もし我々が我々の著者を信じるならば、社会の一人の構成員に、その他の社会の構成員を集めた全員におけるよりもより多く〔の力〕があることになる。」

（Ⅱ, 9）「この困難が、もし可能ならば、解決されるのを人は喜んで見るだろう。真実は、私が理解するにこうである。我々の著者が力について語ったことにおいて、彼はいわば先を見越して語っているのであり、彼が力によって意味しているのは、彼が想定する重要な時点で、何らかの人あるいは人々の集団によって現実に保有されている〔自然的又は政治的権力という〕如何なる種類の力でもなく、政治的権力が付与されているだろう時いつでもその権力を保持し作用させる、もし人がそれをそう呼んで良いならば、能力(capacity)にすぎない。さて、〔何らかの人あるいは人々の集団によって〕保有されているその現実の〔政治的〕力の量は、全ての場合同じである。何故ならば、それは、正に至高権力(the supreme power)にほかならないからである。しかし、上述した能力に関して、確かに、〔人々の〕集団よりも一人の人により高い程度でそれが存在していると想定しうる良い根拠があるようにみえる。」

（Ⅱ, 18）「次は、主権的権力によって彼〔ブラックストン〕は『法を創

る』権力を意味すると我々に言うことである。」

§ 第4章

第3章「イギリスの国制 (British Constitution)」を省略して第4章に移る。第4章は「法を創る至高権力の権利 (Right of the Supreme Power to Make Laws)」という題ではあるが、この題はブラックストンからの借り物であり。ベントムは、ブラックストンの意図をこう解することから始める。「……全ての国家には、誰かの手に絶対である権力がなければならない。」(IV, 2) ブラックストンによれば、この権力は、「唯々、政治的結合によって、つまり至高権威 (the supreme authority) が託された一人の意思又は複数の人々の集まりの意思に、各個人の意思を順従させるという全ての人々の同意によって創り出される」。(IV, 3)⁽²⁷⁾ ベントムは、ブラックストンが「法を創る権力」と「至高権威」さらに「主権の権力 (sovereign power)」を同一視していると批判する。さらに、彼は、ブラックストンが、ある場合には「権威」と「権力」を同一視したり、他の場合にはそれらを相反するものとしたり、ある場合には、それらで擬制的、抽象的存在を意味したり、他の場合にはそれらで人や者を意味したりしており、それらの意味は、結局、曖昧になっていると批判する。ベントムの批判の要点はこうであるが、彼の批判のやり方を子細にしておこう。

(IV, 5) 「……『法を創る権力が至高権威を構成するので (as)、何らかの国家において至高権威がある所どこでも (where-ever)、法を創るのがその権威の権利である。』というブラックストンの文」は、論理学者が省略三段論法と呼ぶ一種の三段論法を構成すると考えられるだろう。……これ『法を創る権力が至高権威を構成する』が彼の前件である。……これ『何らかの国家において至高権威がある所どこでも、法を創るのがその権威の権利である。』が、その場合、彼の帰結 [= 後件] である。

こうである以上、次の事が生じる。この前件とこの帰結において私がも

しかすると認めることができる少なくとも何らかの相違の割には、もし両件がほんの少し正確に言葉にされていたなら、両件ははっきりと同じ事を意味していると分かるだろう。何故ならば、『法を創る権力が至高權威を構成する』と述べた後、我々にその理由で『至高權威』が法を創る権力（又は権利）である（又は「権力や權威を」持っている）と告げることは、私思うに、物事はそうであるのでそうであると我々に告げられるだろうとほぼ同じ種類の情報を我々に与えているからである。この種の真実に関しては、〔ブラックストンの文が書く〕『市民諸国家の目的と制度において〔それを〕発見する』ように我々に行かせる絶好の機会があるように全く思えない。『主権者権力』によって彼は『法を創る権力』を意味した。……〔彼の場合〕『権力』と『權威』という言葉は、時々、見たところ、同じ觀念のために付けられ、時々、見たところ、対立させられている。両方が、時々、*擬制的存在*、つまり*抽象的質*を含意し、時々、*現実の*（諸）存在者つまり、その質を保有していると推定される人あるいは人々を明示している。

これらの曖昧さから意味を解きほぐそう。我々が、これらの曖昧さを帰している人々そして質について明瞭に話すことを学ぼう。そして、この込み入った一節のために意味を見つける別の努力をしよう。」

（IV, 6）「『至高權威』によって、その場合、（我々是我々の著者がそう言っているとみなして良いだろう）『私は、私が法を創る権力と言う時と同じ事を意味している』。これは、上で、*前件*という名前で我々が注目した命題である。その場合、我々がみてきたように、この前件は定義である。すなわち、『至高權威』という語句（phrase）の定義である。さて、語句を定義することは、それを、より良く理解されそして同じ觀念を表わしていると想定される別の語句に移し換えることである。それではここでの想定は、読者は、自ら、既に、『法を創る権力』という語句の意味をかなりよく熟知しているということであり、しかし、読者は、〔未だ〕『至高權威』

という語句の意味を全くか、少なくとも余り熟知していないということである。そして、この想定に基づいて、読者が明確に後者を理解するようにされるために、読者はそれが前者と同義であると教えられる。さて、人という記載を導入しよう。先の定義に『人』という言葉を加えてみよう。それは、ただほんの少し十分そしてはっきりと言語化されたが実質上なお同じ定義である。人が至高權威を保有することは、人が法を創る権力を保有することである。そうすると、これは、実質上前件で既に定められていたことである。」

(IV, 7) 「さて、帰結を考えよう。それが文脈から切り離された時、それは、それ自体で文を作ると語られるだろう。彼は言う。『何らかの国家において至高の權威がある所どこでも (wherever)、法を創るのがその權威の權利である。』私は当然とみているが、彼は、『どこでも』で『何らかの人々であれ、そこにおいて』を意味している。文の前半にある『權威』によって、『権力』が、文の後半にある同じ言葉『權威』によって、『人々』が意味される。それ故、その文は直されればそれはこうなる。如何なる国家において如何なる人々であれ、彼らに至高の力がある場合、法を創るのがその人々の權利である。」

(IV, 8) 「処理されずに残っているただ一つの言葉が、『權利』という言葉である。そしてこれについて何を考えているのか、すなわち、我々の著者がそこに意味を持たせていたのかどうか、あるいは彼が何も持たせていなかったかどうか、が、私には確かに分からない。我々が見るだろうように、その言葉は、文の後半部にだけ挿入されており、文の前半部には表われていない。この省略に関して、ここでは二つの推測が現われる。省略は偶然生じたかもしれない。あるいは、それは意図してなされたかもしれない。もし偶然ならば、この場合はこうなる。『權利』という言葉に付けられている觀念は、文の後半部同様、前半部にも含まれるよう意図されたものに他ならない。もっとも、その觀念は、後半部においては表現されている一

方、他方前半部では表現されていないのであるが。この場合、その考えは、語義の変更を全く伴わず、両方の部分で表現されるかもしれない。それでは、それが表現されたとしよう。そうすれば、文全てはこうなるだろう。如何なる国家であれ至高権力を行使する権利が何らかの人々にある所では、法を創るのがその人々の権利である。もしこの推測が正しいものなら、そして私はそう考える方ならば、私が信じるに、我々は今一度、疑いもなく、この省略三段論法の帰結が前件の繰り返しにすぎないと分かるであろう。〔二文章略〕

(Ⅳ, 9)「それにもかかわらず、ありえないかもしれないが、ありうることは、我々が語ってきた省略が意図されたということである。この場合、我々が理解せねばならないことは、文の前半が示唆しようとしたつもりの何かを超えて、『権利』という言葉が、新しい観念を文章のこの後半に導入するために意図されたことである。その場合、この解釈に従えば、一方の場における『権利』は、他方の場の事実と矛盾関係に置かれると考えられる。この意味では、その場合、こうなる。如何なる人々であれ、彼らが現実に至高の権力（あるいは、省略三段論法の前件に従えば、同じ事であるが、つまり法を創る権力）を行使する場合、これらの人々はそれを行使する権利を持つ。しかし、この場合、何らかの点で帰結として与えられるものは、前件から生じないし、何ものも前件から理解されえない。それは叙述の残りと全く関係のないものである。確かにそのような程度なので、我々の著者がこの意図を持っていたというよりも何も意図を持っていなかったと結論づけるのが、我々の著者により都合良いだけでなく可能性ともより調和するように思われる。」

(Ⅳ, 10)「さて、段落の残りの部分を我々がどう理解できるかに取り組もう。『というのは (for)』の言葉によって導かれているので、その部分は、主張の名称を要求しているようである。しかし、我々が見てきたように、目標もなく述べられているこの主張は、あたかもそれが途中で見つけ出し

たかのように目標らしい何かを終に見つけたようにみえる。私に間違いがなければ、この目標とは、至高権力（すなわち、国家における至高権力を行使するため用いられる人ないし人々）が、例外なく全ての点において従われるべきであると、人々に説得することである。彼が言うには、人々が国家にいる時なそうと意図したことは、あたかも彼らが単に『一人の人』であるかのように行動することである。しかし、一人の人は、自己に属している一つの意味しか持たない。それ故に、人々が意図することあるいは彼らが意図すべきこと（僅かな違いがあるが我々の著者は気づいていないようにみえる）は、彼らがあたかも一つの意味しか持っていないかのように行動することである。あたかも一つの意味しか持っていないかのように行動するために、方法は、彼らが『一緒に (together)』全ての彼らの意思を『合わせる (join)』ことである。こうするために、最も明瞭な方法は、彼らが『自然に』彼らの意思を合わせることである。しかし、諸意思は、家具用合板が重ね合わさりぴったりと接合するのと異なり、そうならないだろうから、唯一実現可能な方法は『政治的に』彼らの意思を合わせることである。さて、人々が一緒に政治的に彼らの意思を合わせる唯一の方法は、彼ら全員が一つの意味に彼らの意思を順従する (submit) ことに同意することである。全ての他の意思が委ねられることになるこの一つの意味は、至高権力を行使するために用いられている人々の意思 (the will) である。彼らの意思 (wills) が偶々彼らの多くの意思になった時には、我々の著者が何も語っていない過程によって、(我々が推測しなければならないように) 既に一つ〔の意思〕に再度帰されていることになる。ここまでの、我々の著者の主張である。上に記したことは、公平に与えられた彼の主張の実質である。もちろん、彼が主張に与えた過度な装飾は伴っていないけれども、私が信じるに、それは何かより以上の精確さを伴っている。全体が、我々が見るように、著者の好みの寸分違わぬ命題かそれに同類の何かで、締めくくっている。それ〔命題〕は、ここでは二十回目に繰

り返されたものになる。」

ベンタムはブラックストンの「どのように統治の諸形態が始まろうともあるいは、それらがどの権利によって存在しようとも、全ての諸形態には、最高の支配権 (*jura summi imperii*) すなわち主権の諸権利が留め置かれる至高の、抵抗できない、絶対的、制御できない権威 (a supreme, irresistible, absolute, uncontrolled authority) が存在するし存在しなければならない。」(I Comm. pp.48-49) という文章に矛先を向ける (IV, 13)。段落14～18は、難解な英語であることを白状した上で、彼の主張の要点を記せばこうである。一方で、ブラックストンはこの文章で人々の統治者に対する「無条件の順従 (unreserved submission) を教え込む」と同時に、他方この文章に先行する箇所で、「形而上学的-法的」(IV, 16) な自然法に反する人定法に抵抗することが人々の義務であると説くことで、矛盾を冒しているのである (IV, 17)。

(IV, 19) 「……そのような〔自然法に依る〕説の自然的傾向は、良心の力で、人をその人が偶々好きではなかった法何であれその法に武装して立ち向かうことを強いると考えざるをえない。どのような種類の統治がそのような傾向と両立しうるのかを我々に教えてくれるように私は我々の著者に委ねなければならない。」(最後部のみ訳)

(IV, 20) 「正確に理解されそして安定して適用される功利の原理こそが、これらの難局を通じて人を導く唯一の手掛かりを与える。……」⁽²⁸⁾

(IV, 21) 「……我々は、こう言って良いかもしれない。次の場合、抵抗という措置をとることは、利害のみならず義務という理由から、各全員 (every man) に、仮に負担としてのしかからなくても、許されており、そしてその場合まではそれは許されない。その場合とは、各全員がなしうる最良の計算に従って、抵抗の起こりうる弊害 (共同体一般について述べている) が、各全員にとって、順従の起こりうる弊害よりもより少なくみえる時である。その時これは、各全員にとって、特に各人 (each man)

にとって、抵抗の時点である。」

(IV, 22) 「ここでの自然な疑問は、これである。どのような印 (*sign*) によって、この〔抵抗の〕時点が知られるのか。全ての人 (*all*) に同等に明確で知覚できるどのような共通の標識 (*common signal*) によってか。この問題は難なく立てられるが、私の望みは、その答えを見つけるのは不可能であることがほとんど同様に難なく知覚されるだろうことである。そのような目的のための共通の印を、私に限って言えば、私は何も知らない。思うに、我々に一つ〔の印〕でも示すことができる人は預言者以上にちがいない。各々の特定の人に対して特定の印として役立つだろう印に関しては、私は既にそれを与えている。すなわち、功利の重さが抵抗の側に傾いているという彼自身の内的な得心である。」

(IV, 23) 「私が不可能と考えるそのような〔共通の〕印が示されえなければ、人がそう言うかもしれないその至高權威の領域は、無限 (*infinite*) ではないけれども、私が考えるに、明確な協定 (*convention*) によって制限されないならば、不可避免的に、無限定である (*indefinite*) ことが容認されねばならない。そして、私は、至高權威の領域に対する〔最も專政的な国制の下での制限より〕より狭いあるいは他の制限を、この国制の下やもしあればこの国制よりもより自由な他の国制の下でも、見ることができない。〔仮定の話であるが、〕私が叙述してきている〔抵抗の〕時点が到達する前に、この国制のような国 (*country*) でさえ、抵抗は余りにも早くやってくるだろう。その〔抵抗の〕時点が既に到達していたとしても、どんな人でも專政的と呼ぶような統治の下では、抵抗のための時点は、既にもたらされているだろう。」⁽²⁹⁾

(IV, 24) 「それでは、自由で (*free*) ある統治と專政的である統治に関して、相違はどこに存在するのか。〔以下三文章省略〕相違は非常に様々な性質をもつ諸状況 (*circumstances*) に依拠する。〔その相違は〕全部合わせて至高である全量の権力が、自由な国家において、その権力の分割享受

者である諸階層の人々の間で分配されている様式に依拠している。〔その相違は〕分割享受者である人々がその力に対してもつ権原が連綿として引き出される源に依拠している。〔その相違は〕統治者と被治者の地位がしばしばそして容易に交代することに依拠する。その交代によって、前者の階層の諸利益が、後者のそれらと多少とも区別がつかないほどに混ぜられる。〔その相違は〕統治者達の責任、つまり従者に行使される権力の全行為に関して諸理由が公に指定され論じられるようにする従者の権利に依拠する。〔その相違は〕出版の自由 (*the liberty of press*)、つまり前者後者のどの層にしようとも全ての人が、全社会に対して抱く不満と異議を知ってもらおうようにするだろう安全 (*security*) に依拠している。公の結社の自由、つまり執行権が妨害するのを法的に正当化されうる前に、不満を持つ人々が彼らの感情を伝え合い (*communicate*)、彼らの計画に関わり、現実の反乱 (*actual revolt*) に至らない全ての様式の反対を実行するだろうことの安全に依拠している。』

(IV, 28) 「その命題一般さえも認めよう⁽³⁰⁾。そうすると、我々は何により近い所にいるのか。立法府の権威に一定の諸制限が在ると認めよう。これらの諸制限は、誰も、何らかの役立つ目的で、決して標しづける (*mark out*) ことを試みなかったものである時に、制限があると言うことに何の有用性があるのか。何らかの役立つ目的とは、すなわち、ある法が諸制限の中に入っていることになったり、〔別の〕ある法が諸制限を超えた所に入ることになったりする場合、その法が帯びているに違いない特色を前もって知られるかもしれない手段となるようなやり方である。立法府がなしえないものが在ると認めよう。立法府が確立する権力を超えている諸法が在るのを認めよう。この種の論は、問題になる何らかの法がその諸法の一員なのかどうかを決定するためのどのような規則 (*What rule*) を我々に与えるのか。私が発見できる限り、何もない。その論は、それが始めた混乱に行き着く。すなわち、全てが曖昧な諸断言にあり、理解可能な

主張が全く提供されていない。あるいは、もし〔何らかの主張が〕あるとすれば、功利の原理から引き出されるような諸主張、それらは、色々な言葉で表現されようと、最後には、これ〔功利の原理〕とほぼ同じになる主張、つまりその法 (the law) の傾向は、大なり小なりの程度で有害であるというものである⁽³¹⁾。そして、もしこれ〔後者〕が主張の結論なら、何故直ぐさま、元のそこ〔功利の原理〕に戻らないのか。明白な道理の道が我々の前に一直線である時、何故道を逸れて詭弁の荒野に分け入るのか。」

(Ⅳ, 32) 「〔裁判官に立法を制御する権力を与える〕この処理によって、特定の目的は、偶々、恐らく、かなえられるかもしれない。そして、これが、良いものと仮定されたとしよう。さらに、そのような説の一般的傾向そしてその説に従ったそのような実践から人々の団体に生じらるであろう何かの利益が、私が考えることのできるよりも大である〔としよう〕。イングランド議会 (A Parliament) は、そう仮定されているように、余りにも王冠の影響の下にあり、人々の感情や利益に余りにも配慮しない。そうしておこう。人々は、彼らが持つかもしれないそして持つべき分け前 (a share) よりもそんなに大きくはないにしても、とにかくも、それ〔議会〕を選ぶのに何らかの分け前をもっていた。裁判官にその法を無効にする力を与えよう。そうすれば、至高権力の部分を、あなたは、人々が少なくとも選挙において幾分かの分け前を持っていた議会 (assembly) から、人々が選択において想像できる分け前をいささかも持たない一組の人、国王だけによって指名される、あなたが正そうとしている不満そのものである局部的で場当たり的な影響を行使している正に〔国王という〕その法執行者によって単独で公然にそして継続的に指名される一組の人に、移すのである。」

(Ⅳ, 33) 「議論に熱中の余り、ある人は、恐らく、この処理に関して、それは、至高権威を直ぐさま立法権力から司法権力に移すと賛成して言うだ

ろう。しかし、これは、別の極端に行くだろう。立法における肯定的役割と否定的役割との間には大きな違いがある。また、所定の諸理由に基づく否定的役割と理由なしの否定的役割との間には大きな違いがある。所定の理由を付けてでも法を破棄する権力は大きな力である。確かに、裁判官にとっては大きすぎる。しかし、それは、法を創る権力から大きく区別できるし、しかも創る権力に随分劣っている。」

(IV, 34)「少し前の話題に戻ろう。至高権力に何らかの指定できる限界の存在を否定する際に、私は、『明確な協定によって制限される所でなければ』を付け加えた。この例外に関して私は補足を加えざるをえないだろう。確かに、我々の著者は、短いけれども、最も明確に述べている当該の文章に、そのような付加の余地を残していない。そのことを我々は認めるだろう。『しかしそれらは始まった』と彼は述べる。(彼は統治の個々の形式について話している。)『〔個々の統治の形式に分け入ることは、私の仕事あるいは意図ではない。〕しかしそれらは始まった。それらはどのような権利で存続しているのかにもかかわらず、全ての統治には絶対的である権威が存在するし存在せねばならない。』しかしながら、例外なしに全ての統治に関してこれを言うこと、協定によってすら制限されない権威をもつ何か一つの団体に服することなしには人々の如何なる集まりも統治の状態では存続しえないと言うこと、要約すれば、協定によってでさえ、他の点では至高である国家におけるその団体に対して何らの制限が課せられえないと言うこと、は、私が考えるに、かなりひどい程度で言い過ぎだろう。それは、ドイツ帝国、オランダ諸州、スイス諸県、古くは〔ギリシアにおける〕アカイア同盟において、統治のようなものがなかったと言うようなものだろう。」⁽³²⁾

(IV, 35)「制限のこの様式において、我々を驚かす必要のあるものを私は見ない。何によって、何らかの程度の権力(政治的権力を意味する)が確立されるのか。それは、我々が既に言及する機会があったように、服従の

習慣ないし傾向である。習慣は、過去の行為に関して、傾向は、将来の行為に関して語られる。この傾向は、ある種の諸行為に関して欠如しており、別の種の諸行為に関して存在していると考えerことは容易である。そうであれば、私は大いに間違っていることになる。そうすれば、他の諸点では至高である集団がある一定の種類諸行為に関して制限されているとして考えられるために必要な全ては、この種の〔制限された〕諸行為がその叙述において他の全ての種類から区別できることである。」

(Ⅳ, 36)「その場合、協定という手段によって、我々は他の場合〔Ⅳ, 22を参照〕では見つけるのを断念したあの共通の標識 (signal) を与えられる。ある一定の行動が、協定という文書で特定される。その行動に関して、政府は、その文書で、行動を命令したり行動を認めたりあるいは行動を禁止したりする効果であれ、一定の効果をもった法を発することを妨げられる。それにもかかわらず、そのような効果をもった法が発せられる。そのような法（その意味そして同様にその法に対処する協定のある部分の意味が明確であると想定されている）の発令は全ての人に悪名高く分かりやすい事実である。その場合、そのような法を発令することにおいて、我々が語ってきている共通の標識と理解されることができような事実を我々がもつ。当該の至高集団が、その集団の権威に対してこれらの制限を標しづけた。では、そのような設定付けの効果は何か。何もないか、次のことである。服従の傾向がこれらの制限内にそれ自らを限ることである。その傾向は、それらの制限を超えて拡張するのを停止される。それらの制限を超えて、従者は他の国の統治団体に従う覚悟がないのと同様彼自身の国の統治団体に従うよう覚悟するには及ばない。私は言うが、至高権威がこのように制限された状態で存続している事実の状態を考えることに何か困難があるか。この制限を伴わない至高権威よりも制限を伴う至高権威を考えることにより大きな困難があるのか。私には知ることができない。私が申さねばならないのは、〔このような〕二つの状態は、私には同様に考え

られる。等しく便宜あるかどうか、等しく人々の幸福に導くかどうか、は別の問題である」

§ 第5章「法を創る至高権力の義務」

本章では、「我々の著者によれば、至高権力が服す『義務』、法を創る義務」(V, 1) が検討される。

(V, 6)「話変わって、至高権力の、すなわち至高の立法者を意味する立法者、絶対的であると認められた一組の人々の諸義務を語ることは、私は白状しなければならないが、余り私の好みではない。私は、もし私が社会の統治者達の『諸義務』とそして社会の従位的(subordinate)部分が彼らの統治者にもっている諸権利との何が何でも有無を言わせぬ性質を語るよりも、社会の従位的部分が、彼らの統治者に対して全くと言っていい程より注意深くならなくなったり、あるいはより行動の点で無制限の順従への傾向になったりするのを私が望んでいるだろうからではない。私が恐れているのは、叙述にある語法違反(solecism)と混乱である。」

(V, 7)「私が考えるに、義務(政治的義務)という言葉が私に適用された時、それによって意味されることを私は非常に良く理解する。私が考えるに、その義務と同じ意味での義務を、普通の学者ぶった叙述において、私が私の至高の統治者達として示す人々に適用することに私自身を私は納得させることはできないだろう。もし私がしなければ、法に従えば、私は処罰されるだろうということ。これが、私がなす義務である。これが、義務という言葉の本来的な、通常のそして適切な意味である。これらの至高の統治者達は何らかのそのような義務を持っているのか。持っていない。もし彼らが、法に従って、何かをしなかったあるいはしたの理由はどうであれ、いやしくも処罰されるならば、その場合、彼らは至高の統治者であると想定されていたが、そうではなくなるからである。彼らが処罰されるように指定した人々が至高の統治者である。」

(V, 8)「その場合、義務という言葉は、至高の統治者達として示された人々に適用されるならば、明らかに比喩的で不適切である意味において彼らに適用されている。それ故、義務という言葉がこの意味で用いられている諸命題から引き出されるべき諸結論は、もしその言葉がその適切な意味で用いられた諸命題で使われているならば、それらの命題から引き出されるだろう諸結論と同じではない。」

Ⅲ-2 考察

私がこの考察ではほとんど触れることのない段落も訳したのは、ベントム自身が『断片』を書いた時、第4、5章という「これらの最後の二つの章」を、「退屈で複雑な言葉の戦争」「言葉争い (logomachy)」(V, 13)⁽³³⁾と特徴づけたので、その一端を示すためである。確かに第5章の注には、言葉の定義に代えて「言葉が部分を形成している何らかの全ての文を別の文に移し替える」という言い換え (paraphrasis) での説明 (V, 6n) や様々な種類の義務の説明 (V, 7n) といったような言葉に関するベントムの重要な指摘がある。ベントムのブラックストン批判は言葉そのものだけに留まらず、その言葉を含んだ命題への論理的批判、第5章第6段落の注で述べた方法の応用 (前稿3ページ参照) まで及び、批判の射程を伸ばしているのである。ベントムのブラックストン批判の根底には、学問をする者にとって注意すべき言葉そして論理の問題があったのである。

第2章の最初の部分は、「主権」概念の前提としてのPower (力、権力) が焦点である。ベントムは、第1章前半頃では政治社会を服従関係のある社会として広く定義していたにもかかわらず、第1章の後半から、政治国家としての政治社会を語ることになる。引用した(Ⅱ, 8, 9)の「(権)力」の分析での「自然的」「政治的」は、第1章のそれらと意味が異なるが、政治的(権)力(以下、権力と記する)の意味に注意しておきたい。ベントムは政治権力を能力 (capacity) として理解し、それを自然的力と同じ

事實的・物理（肉体）的レベルの面で語っていないことである。政治的国家の段階では、力は政治的又は法的に制御されたcapacity（能力、資格）、あるいは、（V, 6note）にあるように、「権力が権利と結びつき権能」⁽³⁴⁾へと昇華しなければならない。

第2章第16段落（Ⅱ, 16）からのブラックストンの批判は、おおむね国家社会を意味する政治社会、そこでの権力が論じられるようになる。同様に、governorも何らかの社会を治める人から、国家（社会）の統治者と言う意味で使用されるようになっている。

第3章「ブリテインの国制」では、「議会における国王」にブリテインの主権が置かれ、国王に執行権力（executive power）が置かれているというブラックストンの説明（Ⅲ, 2）に、ベンタムの批判は向けられる。ブラックストンは、そのことを前触れなしに言い出していると批判されている（Ⅲ, 4）。執行権力は、個別命令（orders）を発する司法権力を含むのか、執行権力と立法権力の境目はどこか等々の問題が列挙される（Ⅲ, 5）。ブラックストンが議会に関して述べたことを、ベンタムは、新約聖書ヨハネによる福音書16章16節を利用して揶揄する。「……貴族院は貴族政の部門である。庶民院は民主政の部門である。しばらくすると、我々はそうみるだろう。しかし、再度しばらくすると、我々はそうみなくなるだろう。……」（Ⅲ, 18）第3章は、第1、2章と第4、5章の一般から個別への橋渡しである。

第4章で、ベンタムは再びブラックストンの主権概念の批判に戻る。ベンタムが執拗にそれをなすのは、国家という政治社会における「二つの嫉妬深い対立者、自由と統治」（Ⅳ, 15）を意識しているからである。ベンタムのブラックストンの主権批判を通じて、この期のベンタムの国家観の一端が示されるだろう。

彼の批判の対象は、ブラックストンが主権に関して述べた属性、「至高の、抵抗できない、絶対的、制御できない」であり、ブラックストンが主権の

実質を立法権としたことである⁽³⁵⁾。

第1章（I, 14ff）に関して、記述したように私の理解では、ベントムは、広義の諸政治社会と個人の関係を出入可能な関係として把握していた。その考えが、国家という政治社会と個人の関係にも影響しているとするならば、いわゆる主権の絶対性そして至高性も個人の全領域を網羅する意味をもたないで、その個人とその政治国家との支配と服従の関係領域に限定される。彼が批判の対象にしているブラックストンの考えには、自然権による抵抗という言説がありながらも、主権者には抵抗できないという説がある。こう考えれば、ベントムの問題は、その関係領域内におけるいわゆる主権者に対して被治者は抵抗できるか否かということになろう。しかし、第2章以下ではブラックストンの文章に引きずられてか、国家の統治における統治者と被治者の関係は、限定されずに全領域に拡大されて論じられている傾向にある。『断片』は、二つの論点を出している。一つは、国家の統治に対する抵抗が許される場合の基準である。他は、その基準は具体的に知られうるのかである。

前者の論点は、ベントムは功利主義を主張したと容易に答えられる。それは、「抵抗の起こりうる弊害が、服従の起こりうる弊害より大きい」場合（IV, 16. 同旨、I, 43; IV, 21）とほぼ定型文にされている⁽³⁶⁾。従って、「抵抗できない（irresistible）」という主権の属性は否定される。問題は、後者である。FG., IV, 22が明確にベントムの考えを示している。功利の原理は存在するが、それを具体的に適用する場合の共通の印あるいは標識を知ることは「預言者以上」にならねばならないほどの至難なことである。「抵抗の起こりうる弊害が、服従の起こりうる弊害より大きい」は、本来個人の意識から生じるものであり、それは結果として全体的になるだけであり、抵抗の時点は定型化できない。従って、「その至高權威の領域は、……明確な協定（*convention*）によって制限されないならば、不可避免的に、無限定である（*indefinite*）ことが容認されねばならない。」（IV, 23）言わ

ずもがなであるが、引用した文での無限 (infinite) と無限定 (indefinite) の言葉の違いに注意が払われなければならない。

国家の権力をどのようにして「限定する」のか。それは、「明確な協定」によってである。ブラックストンの主権の絶対性に対抗してベンタムは、国家権力を制限する理論を提示している。彼は、国家の至高権力が先験的に無拘束だとは考えていない。しかし、共通の標識ないし印を知ることが至難ならば、協定にすることも容易ではなかろうか。この重要な問題に、ベンタムは答えていない。FG., I, 15 & IV, 34は歴史的事例を提供し、別件で外国の事例を参照した際、「我々の著者は目に留めているのか」(II, 29n) と事実を見る大切さを説いている。そして、「協定という手段によって、我々は他の場合では見つけるのを断念したあの共通の標識を与えられる。」(IV, 36) と彼は述べるだけである。英語版『断片』の編者 (Burns & Hart) が、FG., IV, 34の編者注で書いているように、ベンタムが挙げた例は「権力の連邦的分配」である。後述するベンタム主義者オースティン (Austin, Jhon. 1790-1859) は、そこを批判する。彼やブラックストンがなしたのは、近代国家を正当化し、その統治者とその国家の構成員 (被治者) の関係で統治者の権力の絶対性や非拘束性を論じ、その拡張として国際関係を論じることであった。彼らの力点は、近代国家の他者からの独立にあった。ベンタムの主張は、その例を見ると時代遅れであるが、その内容から言うと、後年のアメリカ合衆国 (州) 国に見られるような連邦制国家を先取りしている。

第4章第23段落に付けられた注 (IV, 23n.) はこう書く。「これ〔協定〕は次の場合に係わる。ある国家 (state) が、条件 (terms) に基づいて、他国の統治に自ら順従している場合。あるいは、複数の諸国を統治する諸団体が、ある特定の問題に関して、例えばそれら団体の各々から指名された構成員で成り立っているが、それらの団体全てとは異なっている何らかの団体や他の団体からの指示を受けるのに合意する場合。」ベンタムは、

第4章第37段落の注では、イングランドとスコットランドとの統一法から協定の可能性に言及している。『断片』での協定は、多くの例でも示されているように条約に類するものが実現可能性の高いものとして考えられている。そう解しても、(1) 近代自然法論者の社会契約を否定して、「協定」という言葉を使った意図は何なのか、(2) また協定はどのようにして締結されることが可能なのかという疑問が残る。前者(1)に関しては、FG., IV, 36は、協定に反する法は、悪名高い事実として主張されるが、自然法論者のようにその法の無効を主張しない。そのような法は、人々をその法に服従する傾向を与えない、あるいは服従者に服従の傾向を解除するという事実行為を促すものである。彼は、協定という用語を使ったのは、自然法を認めない立場からであろう。しかし、協定という言葉を使っても、それが政治的意味を持つならば、それに関して問題が生じる⁽³⁷⁾。1。至高の権力者に対しては、第5章第7、8段落の至高の権力者に対する義務という用語の適用の是非の問題が当てはまる。同様なことは、前述のFG., I, 17で書かれている、複数の人の集合体による立法=全社会の遵守のための一般的命令は、その立法の構成員だった人もそれに従うという「権威と服従のこの交互状態」にも言える⁽³⁸⁾。2。法や至高の権力者の行為が協定違反の場合、人々をその法やその行為に服従する傾向を与えない、あるいは服従者に服従の傾向を解除するという事実行為を促すだろう。「それらの制限を超えて、従者は……彼自身の国の統治団体に従うよう覚悟するには及ばない。」(IV, 36) しかし、場合によっては制限を超えてまで服従を強いる統治権力に人々はどうか対処すべきなのか。ベントムは、個人による功利の原則の適用という主張以外詳しく論じていない。

後者の「協定はどのようにして締結されることが可能なのか」問題も、FG., IV, 36には至高権力の自己拘束の示唆はあるが、詳しく論じられていない。近代国家は、一般に、他の国や組織に対して常時自立独立しているという建前がとられている。ベントム派のオースティンが、『断片』での

ベンタムの国家としての政治社会を批判したのは、国家の独立性への配慮の足りなさであった。*FG.*, I, 15は、国家の国内的独立（すなわち国内では政治的支配者は他の国家の構成員には従属していない）と対外的従属を語ったものであり、オースティンから言えば、それは近代国家の理解としては不十分である⁽³⁹⁾。この時期のベンタムは、自然法理論に対抗するためできるだけ事実を持って反論するだけでなく、理論においても、個人と諸政治社会の関係を出入可能なものと考え、個人と国家の関係もその延長で考えており、国際間でのある国家の位置づけも、推測するに、個人と政治社会の关系到近いものと考えていた。その点では、論者によって主権の属性と考えられる絶対性の観念が、ベンタムには『断片』執筆時にはないことになる。それだけではなくあるいはそれ以上に重要なのは、彼が早い時から彼の起草した法典が世界の国々で採用されることを望んでいたことを考慮すれば⁽⁴⁰⁾、国際状況における彼の国家観は、ホッブズ（Hobbes, 1588-1675）のような「各人对各人の戦争」状態⁽⁴¹⁾と異なるのだろう。

FG., IV, 36の協定は、憲法典と読み替えても良い寸前まで来ており、統治権力を抑制しようする意図は、初期の頃からベンタムには強くあった。彼は、「形而上学的-法的」（IV, 16）な自然法からではなく実定法からの統治の制御を模索しており、単なる自然法批判に終始したのでない。しかし、その試みは、なお憲法（典）への試みと結実しなかった。*FG.*, V, 8で指摘されているように、至高の統治者を法的に義務づける場合、その義務は比喩的で不適切である意味でしかないからである。更に言えば、第4章第35, 36段落の政治社会における服従者の義務づけの説明は、第1章の広義の政治社会での服従の説明を反映している。統治のある多くの政治社会の一つとして国家社会が語られているからである。そこでは、*FG.*, I, 14, 17, 19と同様に、国家という政治社会は相対化されている。憲法あるいは憲法典の理論的問題は後年に持ち越されことになるが、ここで重要なことは、彼が、「共通の標識」を探究していることである。

ベントムは、(IV, 24) で、自由な国家を成り立たせている諸状況 (circumstances) に言及している。『断片』での「自由な国家」という言葉の使用は専政国家との対比であって、対比を超えてそれが具体化されていない。⁽⁴²⁾『断片』での彼の自由な国家論は、国家の至高権力を何らかの法的効果を付けて制限するのではないにしても、その権力を実際の政治過程で抑制や制限しようとする試みであり、適切な時に適切な抵抗を個人が判断できるようにする政治的な仕組みである。この仕組みの個別項目を見ると、個人の権利という主張が薄いものも、彼が後年急進主義者になったといわれた時期から1820年頃からの『憲法典』の執筆⁽⁴³⁾までの国家制度の内容を先取りしていると言えよう⁽⁴⁴⁾。

彼は、至高権力の制限として、現代では司法審査制度といわれる制度を考察している。FG., IV, 32冒頭の「この処理」は、前段落の「これらの法執行役人 (magistrates、裁判官) に立法機関の諸法律を制御する権力を付与する」(IV, 31) を指しているからである。何故彼は司法審査的な制度を頭に浮かべることができたのだろうか。『断片』でベントムが対象にしたブラックストンの該当箇所には、王制、貴族制、民主制という政治体制の言及はあっても、モンテスキュー (Montesquies. 1689-175) の『法の精神』第2部第11編第6章にある三権分立による相互抑制の考えは示されていない。もしブラックストンの著作の中にベントムの攻撃目標を求めるならば、ブラックストンもベントム同様に否定的に書いている次の文であろう。「最後に、実行されるのが不可能な立法機関の諸法律は、有効性をもたない。そしてもしそのような法律から、明らかに共通の理性に反する何らかの馬鹿げた結果が付随的に生じたなら、それらの法律は、これらの付随的結果に関して無効である。私は、理性に反する立法機関の諸法律は無効であるという準則が一般的にはより広く定められていることを知っているけれども、私は、これらの限定をつけてその準則 (rule) を定める。……それ〔裁判官が不合理な制定法を自由に拒否すること〕は、司法権力

を立法機関の権力よりも上に置くことである。それは、全ての統治を覆すだろう。」(I Comm.p.91) ベンタムは、*FG.*, IV, 32, 33で法を無効とする司法審査的な権力は、法制定権力と違いがあるとも言っているが、彼は、当時の裁判官の任命方法や彼らの専門家集団としての墮落ぶり、人々の関心への無理解という当時の裁判官や制度に対する不信から、⁽⁴⁵⁾ 司法審査的制度そのものの可否はともかく当時の状況で採用には否定的であった。

ブラックストンの主権概念から離れて当時の主権の属性に関する考えとして、主権の不可分割性がある。ホブズ (Hobbes, 1588～1679) は『リヴァイアサン』なかでこう書いている。「《これらの諸権利は分割されえない (indivisible)》……これらの諸権力が王と貴族たちと下院とに分割されるという意見が、もしイングランドのほとんどのすべての部分で、まずうけいれられていなかったならば、人民が分割されてこの内乱におちいることはけっしてなかった。」⁽⁴⁶⁾ ブラックストンは、もし『リヴァイアサン』を読んでいても、イギリスの混合政体論を是とする立場から、この属性を省いたのだろう。ベンタムもこれに直接言及していないが、*FG.*, IV, 24は、「分配されている (distributed) 様式」や「分割享受者 (sharers)」と書いていることから、至高権力の分配は可能と見ていたと言えるだろう。⁽⁴⁷⁾ 「主権についてのホブズ的およびオースティンの概念はベンサムにとって等しく無縁である。」⁽⁴⁸⁾

IV 展

『断片』におけるブラックストンの主権概念及び当時の主権概念の属性に関するベンタムの批判が検討された。彼が批判するように、ブラックストンの主権の説明は、立法権と等しいと言っている (II, 18; II, 25; IV, 6; IV, 5nに I Comm. 46, 49という出典記載がある) 一方、他方では「諸法を創り、執行する」(Intro., 6; IV, 12; IV, 12nにI Comm. 47という出典記
(龍法 '19) 52-3, 128 (790))

載あり) という説明もあり、その説明は一定していない。*FG.*, IV, 7, 8, 9 で批判されているようにブラックストンは、権力、権威、権利も区別していない。

私のここまでの考察からの結論は短く言えばこうである。『断片』に限って言えば、ベントムは主権という言葉の使用の差し控えから始める。なぜ彼は、そうしたのか。あるいはなぜ私はそう考えるのか。第一に、彼の言語の分析能力が、ブラックストンの曖昧な学問的な表現をそのまま引き受けることを耐えられないものにした。そのような表現に代えて、正確な言葉や明確な論理を用いることが、ブラックストン批判だけでなく、今後の学問の発達のために欠かせなかったのである⁽⁴⁹⁾。第二。『断片』第1章における広義の政治社会の理解が影響したと考えられる。第1章が示すように、政治社会は濃淡様々あり、「この意味で完全な、統治の状態、完全な政治的統一体の状態、従者における完全な順従、統治者における完全な権威の状態は、同様にそう〔突飛な仮定〕なのである。」(I, 13) このような広義の政治社会を考慮しつつ、国家という政治社会を他の政治社会から絶対的に分離する国家観(その目的、制度、運営方法)が明確にされない限り、主権の相対化は起こりやすいだろう。ベントムは、ブラックストンに代表される当時の法理論を一度解体することに『断片』の目標を定めた。そして、より新たな政治的法的枠組みを作ろうとする思索、「道德界における改革」⁽⁵⁰⁾ は、解体後になされるべきであった。

『断片』を書いた時のベントムは主権という言葉を避けていたのなら、いつ頃から、何の目的で、彼は、主権という言葉を彼自身使い始めたのだろうか。手掛かりとして三つの文を挙げる。

①「人は三種の義務を考えてよいだろう。政治的、道德的そして宗教的義務である。各々は、それらの義務を強制する三種の裁可(*sanctions*. 制裁)に対応する。……2。政治的義務は、処罰によって創られる。すなわち、それは、少なくとも、処罰を手に行っている人々、定められたそして一

定の (stated and certain) 人々、政治的優位者の意思によって、創られる。」(FG, V, 7n)

②「もしそれ〔裁可（制裁）〕が、国家における主権者 (the sovereign) ないしは至高の支配権力者の意思に従って、裁可を処理するという特定の目的のために、裁判官という名に相当するような名前選ばれた、共同体における特定の人ないし組の人の手にあるならば、それは政治的裁可から発すると言われよう。」

③「単一法とは、ある場合、国家の主権者の権力に服しているか服しているとみなされている人又は人々の集合が守らねばならない行為に関して、その主権者が考案したり採用したりする意思を宣言する記号の集合として定義されるだろう。そのような意思は、それが実現されるためには、そのような（意思の）宣言が、時折、手段となってもたらしべきであると考えられているある出来事の（実現の）期待に依拠しており、そしてその出来事の見込みが、問題となっている行為をしている人々に対する動機として作用すべきだと考えられている。」

これらの文の順序は、執筆順である。①は、本稿が取り扱っている『断片』第5章第7段落の注であり、義務の種類を裁可（制裁）との関係で書いてある。②は、1780年には印刷されていた『道徳と立法の原理序説』（以下『序説』と略記する。）第3章第4節（段落）から取り上げた文である⁽⁵¹⁾。③は、実質的には1782年に完成したが結局未刊になった『法一般論』（*Of Law in General*）からの単一法 (a law) の定義である⁽⁵²⁾。

①②は、政治的裁可という同じものを定義ないし説明しているにもかかわらず、①には主権者という言葉がなく、ある意味では苦勞を要した表現が用いられている。②では、『断片』では使用されなかった主権という言葉が浮上する。なお、①での「政治」を、広義の政治社会を意味したものと解すれば、それは②と同じと言えなくなることにも注意しなければなら

ないだろう。

このことを踏まえた上で、私は本稿から少し離れる問題に言及する。一つは、この時期のベントムの政治的信条ないし傾向に関するものであり、もう一つは主権者命令説の例として出される彼の法理論に関するものである。両方とも『断片』を読んだ範囲内で、私なりの考えである。

前者の政治信条ないし傾向について。

転換期については論争があるが、ベントムは、1810年代に哲学的急進主義になっていき、それ以前はそうではなかったとされる⁽⁵³⁾。それ以前は、何であったのか。ディンウィディは、「かれは前半生において、ほとんどすべての期間、統治形態や政治改革の諸問題をそれほど多く直接的に考えていたわけではなかった。かれは望ましいと考えた立法政策に現政府から支持が得られると思っていた」⁽⁵⁴⁾と書いている。より積極的には、永井は、トーリ支持と書き⁽⁵⁵⁾、ハートは、保守的、トーリと書き、その理由を、ブラックストンと同様、当時の国制をベントムは支持していたことに求めている⁽⁵⁶⁾。それらの見解を包括的に記したのがマックであろう。彼女は、「1780年代迄は、ベントムは多少非政治」(p.88)だったとしながら、トーリ主義者とする(p.82)が、「主体的でないトーリ (a passive Tory)」(p.89)とも位置づけている⁽⁵⁷⁾。マックはその理由として、ウィルクス事件から発するロンドンで暴動多発に対する恐れ (p.62)、当時彼が尊敬していたトーリ主義者のマンズフィールド卿の影響 (p.82)を挙げている⁽⁵⁷⁾。スコフィールドは、やや違う角度から「18世紀の啓蒙家ベントム」「19世紀の急進家ベントム」と表現している⁽⁵⁸⁾。

この時期のベントムの政治的信条ないし傾向はこのようにほぼ確定しているようにみえる。ただ、私が「傾向」を付け加えたのは、「信条」で何か硬い原理に基づいた信念を意味するなら、果たしてベントムはこのような信条を持っていたのかに関して私は疑問だからである。本稿は、移行時期の問題を取り扱うのではなく、スコフィールドの暗示しているベントム

の移行が徐々に進んだと考え⁽⁵⁹⁾、『断片』という限られた範囲ではあるが、移行に資した要素を点検することからこの問題に接近を試みる。永井も先の文に続けて「ベンタムの理論が……各層の市民を行為の客体だけでなく主体たり得る存在と捕らえていたことは注目に値する」と書き、後期ベンタムに繋がる要素を示唆している⁽⁶⁰⁾。FG., IV, 24は、出版や結社の自由(liberty)を認めている。彼は、当時しばしば起きていた騒乱を念頭に置いていたと推測されるが、反乱に至らない程度での公の結社の自由を認めていた。もっとも、それらの自由が安全(security)と同等視されていることも注意が払われるべきであろう⁽⁶¹⁾。本稿では訳さなかったFG., IV, 41は、事実という証拠に基づく議論を戦わせることによって合意が得られると主張されている⁽⁶²⁾。

ベンタムが後年急進主義に転換する要素は、既に『断片』の頃からあった。しかし、彼はそうならなかった。私は、これをもう少し『断片』に即して考える。

「それ〔政治的権力〕は、正に創造されるべきものだからであり、そして統治の確立によって人々(men)が彼ら〔統治の候補者〕に与えようとするものだからである。」(II, 8)『断片』は、政治権力の正統性の源は人々であるという考えがある。人々(men)という言葉は抽象的すぎるが、ベンタムがそう書いたのは、当時の人々が持つ階層や身分という属性を取り除きたかったのかもしれない。そして上記のFG., IV, 41、更にはFG., I, 17「権威と服従のこの交互的状态」を考え合わせると、ベンタムは、理論的には民主制に賛同しているように見える。しかしながら、『断片』にはそれと異なる色調の文章があることも、指摘されねばならない。第2章第9段落(II, 9)は、限定されているが表面上民主制と反対のことが書かれている。「政治的権力……を保持し作用させる……能力に関して、……確かに、〔人々の〕集団よりも一人の人により高い程度でそれが存在していると想定しうる良い根拠があるように見える。」この文は、ベンタムの君(龍法 '19) 52-3, 132 (794)

主制支持を表わしているように見えるが、文脈上ブラックストンの君主制論批判 (Ⅱ, 10) の中で書かれているので、そうではないと私は読む。より問題になる部分は、第4章第10段落と第11段落である。FG., IV, 10は、ブラックストンの主張を要約する中で、被治者達の意味が統治者の一つの意味と同じになることの難しさを語り、それが実現できる方法は政治的に合やすことであると主張する。それにたたま掛けるFG., IV, 11の後半部では、当時の喜劇が引用されたり、“ ”といったダブルクォーツ (double quotes: 二重引用符) や‘ ’といったシングルクォーツ (single quotes: 単純引用符) が使用されたりして、ベントムの真意が私には極めてわかりにくい、訳はこうである。(ダブルクォーツは二重鉤括弧、シングルクォーツは鉤括弧で表わす。なお、以下の訳では、上記の訳でなしたような訳文に「 」を付けることを、私は記号が煩雑になるのを恐れて、避けた。)

……私が「意図する」とは。私が「同意する」とは。私が私自身に「順従する (submit)」とは。「私が訝ること、私自身よりも私のすることをよく知っているあなたとは誰であろうか。私の意思をあなたが話しているこの法を創った人々の諸意思に『私の意思を順従させる』ことに関して、私が知っているのは、私はそのような事を決して『意図していなかった』ことである。私は、あなたに言うが、その人々を忌み嫌う。そして、私は、彼らがかつてなした全てを忌み嫌うし、常にそう言うてきている。そして、私の『同意』に関しては、私は、最初から最後まで、彼らの法に同意を与えどころか、私は、全力でその法に反対してきた。」我々の手強い論争者に対してはそれだけにしておこう。私が彼に対して何を言うべきかを私は知っている。しかし、我々の著者が彼に答えるため見出しえた事は、私が想像できる以上のことである⁽⁶³⁾。

私は、第4章第10、11段落は、社会の協同の為の人々の同意に対する幾

分かの懐疑を示していると理解する。これらの段落を無視して、*FG.*, IV, 24, 41を強調するのを私は避けた。確かに、*FG.*, IV, 41は、自由な統治で「統治者と被治者の地位……の交代によって、前者の階層の諸利益が、後者のそれらと多少とも区別がつかないほど混ぜられる」と言うことで、民主制政治がもたらす階層の平等化まで言及している。彼は、人々が交流する (*conversing*) ことで社会は成立しているという (*FG.*, I, 11) 考えを持ち、それを基礎とした国家像のもたらす効果まで見通している。しかし、民主制政治が正当化されるには、人々が理性的に考えて冷静な判断をなしうることが必要となる。当時の彼は、民主主義的な制度による人々の同意のあり方に、*FG.*, IV, 10で発露されるように、違和感をもっていた。⁽⁶⁴⁾ 諸個人の利害を基礎にして社会という人々の集合体の利益を大きくするという功利の原理を明確にすること、そしてそれを人々に普及する方策を立てることで、その後の彼はその違和感を解消しようとする。それ迄は、現状の他国と比べて悪くはないイングランドの国制の下、現状の支配者層の中でより理解のある人に統治を託すのが無難であると彼は考えた。しかし、彼は、統治を託せる人に対して全幅の信頼を置くことはしなかった。*FG.*, IV, 8で彼は、至高の統治者達を規範的に義務づける、今日で言う憲法規範の考えが必要であると言及しているが、ここでもなお憲法なり憲法典の法的規範としての位置づけについて理論的に納得していなかった。それも、『断片』後の課題となった。要約すれば、『断片』時の彼の政治的信条は厳密には政治的傾向と言えるものであり⁽⁶⁵⁾、それは保守的な色彩を持っていた。『断片』における彼の理論には、民主制政治に親和的な要素があるが、それを基礎づける理論に確信を得ていない。彼の功利主義論の強化と彼の時代状況の認識と共に、急進主義といわれる民主制政治への信条が、後年現われるのである。

後者(2)について。私自身も、ハートに従って、ベンタムの法理論を(主権者)命令説として理解してきた。私は、その一証拠として、文③を

引き合いに出してきている。それでは、主権者命令説と『断片』での私の解釈とは、どう折り合いを付けることができるのか。まず、主権者命令説の眼で『断片』を読むこと、あるいは『断片』では避けられた主権という言葉と使用された至高権力と言う言葉を同等視することは、少なくともベントムの思想の歩みを検討するという観点からは避けられるべきである。私は、ブラックストン批判を当面的のしながら法と政治に共通する基礎的国家論を論じた『断片』⁽⁶⁶⁾と法典編纂や法体系を主として書いているベントムの著作とを一旦区別する。

ベントムにとってブラックストン批判は終生続くことになるが、『釈義註解』と『断片』で、ベントムは詳細かつ基本的なブラックストン批判、つまり自然法理論で近代化されたコモン・ロー批判を終えることになる。そこから彼は、批判から法典編纂という基本的提言に向っての作業に従事することになる。『道徳と立法の諸原理序説』と『法一般論』あるいは最新の研究では『法一般論』(*Of Laws in General*)よりも『法の刑法部門の限界論』(*Of The Limits of the Penal Branch of Jurisprudence*)と名づける方がふさわしいとされる彼の生前中には未完であった著作とが、その後の彼の研究成果である。批判から何を、それを新たな創造へと繋げたか。『序説』には、もちろん、功利の原理の詳細な展開がある。『断片』批判と強い繋がりがあるものとして、『法一般論』におけるpower(力、権能、権力)の分析があげられる⁽⁶⁷⁾。これを『断片』との関連で言えば、ベントムは、国家の権力の実体をより明確にし、制限しうる権力はあるのか、あれば何かを探究しようとしたことの現われであろう⁽⁶⁸⁾。政治学が事実の学問とすれば、立法学は規範学である。ベントムは、規範学という用語を使っていないが、『法一般論』では、法の主要な諸概念は擬制的実在物(fictitious entities)と書いている⁽⁶⁹⁾ので実質的には規範学を意識していたと言えよう⁽⁷⁰⁾。両者の区別は事実領域の区別ではなく、質の異なる領域の区別であり、直接的な対立関係は起きない。(事実と規範(擬制的実

在物)の対応関係の問題は軽視されるべきでない。その対応関係を密にすべく、往々にして思想家は努力する。)

国家権力は、政治的裁可(制裁)を伴う法によって制御される。ベンタムは、自由な国家を標榜する立場から、統治で使われる権力(power)を分析した。そのような前提作業なしに国家権力を制御することは、効果を上げない結果となる。近代化された社会と国家では、国家権力の制御を効率的にそして実効的になす法は、その制定者が確定しており、それを利用する人々にとって予測可能で明確で均一的、統一的な体系として整備されることが望ましい。そのためにベンタムは統一的な法典編纂を志向した。では諸法を統一する機能をもつものは、何に求めるべきなのか。ベンタムにとっては、憲法典を国内の最高法規として国内法体系の中の位置づける理由をなお見いだせない状況では、諸法を統一し、法的有効性を与える唯一の源泉として、法典の最終的な源としての「主権者(達)」又はその抽象化としての「主権」の存在が可能性として浮かんでくる。従って、法典編纂や法の定義において、主権(者)が前に出ざるをえない⁽⁷¹⁾。これが、彼が法典編纂を考えた時に、『断片』では自ら進んで使用しなかった主権や主権者という言葉を使用した理由と私は考える。1780年までには原稿ができていた『序説』とその著書の一部として構想され書かれたベンタム生前未完の『法一般論』の新全集版における、各の巻末にある索引の‘Sovereign and Sovereignty’の数の比較は、そのことを示すだろう。『序説』でのそれらの頻出度は後者の本に比べはるかに少ない。『序説』の本にあるChap. 16, para. 54note r4, IXにある「主権に対する違法行為」‘Offences against the Sovereignty’が重要視されているが⁽⁷²⁾、私は、『序説』第16章第17段落の主権者又は主権団を定義したこの文を重視する。「何らかのそのような人あるいは人の集団がいる所では、彼あるいはその集団は、語句の言い回しが要求するのに応じて、主権者あるいは主権者団と呼ばれるかもしれない。」‘Where there is any such person, or body of persons,

(龍法 '19) 52-3, 136 (798)

he or *it* may, according as the turn of the phrase requires, be termed the sovereign, or sovereignty' 「語句の言い回しが要求するのに応じて (as the turn of the phrase requires)……かもしれない」という言葉の中に、ベントムの主権（者）という言葉に対するなお未確定な態度がある。しかし、上述の③の単一法の定義では、迷いもなく主権者という言葉が用いられている。

ベントムは政治的な意味での主権という言葉を選けたが、法体系の統一性のためにその言葉を導入した。もしこの読みが正しければ、ベントムの主権、主権者の取り扱いの有り様は、ブラックストンの『英法釈義』を読み抜くことで、今日までも続く民主主義国家における国家の意思の最終的決定者の規範的あり方と現実のあり方の相違を鋭く認識したことを示している⁽⁷³⁾。近代国家は、国民主権の原則の基、現実政治を規制するいわゆる法治主義国家ないし立憲主義国家の形を採用しているが、ルソーが「彼ら〔イギリス人〕が自由なのは、議員を選挙する間だけのことであって、議員が選ばれるやいなや、イギリス人民はドレイとなり、無に帰してしまう」⁽⁷⁴⁾と揶揄したように、現実の政治と法の建前は食い違いを見せてきている。ベントムはその食い違いをいち早く見抜き、晩年の『憲法典』に至るまでその解決策を講じようとしたと言える。

V 結び

以上は、ブラックストンの主権を巡って『断片』でのベントムの思想を考察してきた。ここから何が言えるのか。私は、思想史研究の立場から、以下のことを述べておく。

『断片』は、ベントムが公刊した最初の作品であり、その内容はブラックストン批判を主眼したものである。最初の作品は、その後の思想とどのような関連を持つのだろうか。最初の思想の理解には、以後の思想を関連

づけることも重要であるが、後年の思考から以前の思想を読み込んでしまうという危険も意識されねばならないだろう。つまり、最初の思想の持っている独自のものを捨象してしまう危険性も意識されねばならない。

批判の書は、批判のためには批判の基軸がなければ鋭くならない。その基軸は、批判の書であるが故に、一層の展開は抑えられている場合がある。その抑えられた考えを我々はどうのように把握でき、それを以後の思想と関連づけることができるのか否か。これは、今述べたことと同様の思考作業となるだろう。

そう考えれば、『断片』は、『断片』としての独自の位置を持っている。私は、『断片』の一章では、中途半端であるが、彼が政治社会を広義に捉えながら、そこから狭義の政治社会つまり近代国家をどう導きだそうとしたかという近代的政治国家論の試みの一つとして位置づけたい。

そして、本稿が対象にしてきた主権に関しては、ベンタム以後それはより学問的に精査、検討されてきている。しかし、従来言われてきた主権国家の貨幣鑄造権を資本は暗号貨幣（仮想通貨）によって脅かそうとしている現代社会を考えれば、『断片』における、主権を一旦保留して考えるという彼の方法は、今日でも活かされてよい。

(27) この(Ⅳ, 3)はI Comm., p.52を些細な変更を加えて引用している。

(28) 『断片』での功利の原理に関するやや詳しい説明は、FG., Ⅳ, 39; Ⅳ, 40; Ⅳ, 41である。

(29) 原文には、この協定 (convention) に原注がある。これは、本文Ⅱ- (2) 考察部分で訳しておいた。

(30) 実のところ、私にはその命題 (the proposition) が具体的には何を指しているのか、不明である。前段階を受けているのか、あるいは、次の「……認めよう」の文でそれが具体的に言い表されているのか、私には分からない。

(31) この文のその法 (the law) が何を指示しているのか私には定かでない。私は、「どのような規則 (What rule)」という語句がある文の「何らかの法 (any one)」(これは前の文の諸法 (laws) を引き継いでいる) を指示していると理解する。

(32) ブラックストンの文章は、I Comm. pp.48-9にある。[] の文はそこから

の補充である。

- (33) 永井、前掲書、182ページは、「言葉争い (logomachy)」を「論争」と訳している。
- (34) 前稿(『龍谷法学』52巻2号)注(8)を参照。
- (35) Hart, *Essays on Bentham*, p.223は、「ブラックストーンは、……法的制限と実際の抑制(restraints)や障害(obstacles)とをほとんど区別していなかった」としているが、本稿は、法的な意味での制限と理解して論じる。なお、私は、絶対(的)と訳しておいたabsoluteを、『新グローバル英和辞典 第2版』を参照して「完全に解き放たれた」というラテン語の意味合いを含めて理解しておく。
- (36) 細かく言えば、FG., I, 43 & IV, 16では服従 (obedience) という用語が使用され、FG., IV, 21では「順従 (submission)」が使われている。「順従」に関しては、FG., I, 12note (前稿、10-11ページ) 参照。ベントムは、(I, 12note) で下位服属 (subordination) を再分類したが、この分類が本文では踏襲されているのかどうか私は読み取れなかった。
- (37) Hart, *op.cit.*, p.231.
- (38) ハート、矢崎監訳『法の概念』(第2版訳、1984年)、84-87ページ参照。
- (39) Austin, *Lectures on Jurisprudence* (1885), vol.1, p.234. Austin, ed. by H. L. A. Hart, *The Province of jurisprudence Determined etc.* (1955), p.212. Hart, *Essays on Bentham*, pp.225-7. 本文124ページで挙げたFG., IV, 23nに関しては、ホブズ、水田洋訳『リヴァイアサン (二)』125-126ページが当てはまるであろう。ホブズは「……そこには、ふたつの主権合議体又はふたりの主権者が、同一の人民にたいして存在することになり、それはかれらの平和と一致しえないのである」(126ページ)と考えている。ベントムとホブズの関係については、Mack, *Jeremy Bentham 1748-1792* (1962), p.117は、「ベントムは多くの点でホブズと非常に似ているが、彼のホブズ無視はより奇妙である」と書いている。
- (40) 永井、前掲書、60ページは1776年頃の手紙を紹介している。戒能通弘『世界の立法者 ベンサム』(2007年)、2章2節は、ベンサム (ベントム) の1810年以降の実際の活動を記している。
- (41) ホブズ、水田洋訳『リヴァイアサン (一)』(岩波文庫)、202ページ。
- (42) デインウィディ著、永井義雄、近藤加代子訳『ベンサム』(1993年)、124ページは、『断片』での自由な統治は「民衆的統治、民衆的憲法」であるという見解をベントムの他の資料に基づいて主張している。なお、ベントムの自由な国家に関する論究としては、Long, *Bentham on Liberty* (1977), pp.93-97を参照。
- (43) デインウィディ、前掲書、130ページ。
- (44) 永井、前掲書、184ページ参照。Ben-Dor, *Constitutional Limits and the Public Sphere*, pp.119 ff. は、ベントムは初期の頃から「立法者と人々の間に

は相互作用ないし相互交流 (communication)」(p.182) を意図した統治観を持っていたとする立場からFG, IV, 24, 25を重視している。Ben-Dorは、「功利にとって、社会の諸形式の複雑さと動態性は、苦と快の諸実体が批判的に自己実現に含まれる様式の複雑性を反映する」(*ibid.*, p.250) と考え、ベンタムの読みを構成的/創造的解釈 (constructive/creative interpretations. *ibid.*, p.2) の立場からなすと宣言している。従来のベンタム研究書とは異なる彼の著書の評価は、本稿の目的外であってなされていない。

- (45) 例えば、FG, Preface, para.21.石井幸三「ベンタム『統治論断片』前書きとその若干の考察」『龍谷法学』50巻4号(2018年)、689-690ページ。
- (46) ホブズ、水田洋訳『リヴァイアサン(二)』(岩波文庫)、48、49ページ。但し、私は、ルビと傍点を省き、英単語を参考として追加した。なお、ブラックストンの『英法釈義』第1巻初版後の1762年に発行されたルソー(Rousseau.1712-1778)『社会契約論』(桑原、前川訳、岩波文庫)は、社会契約による一般意志論から主権の不譲渡性(第2編第1章)と不可分割性(第2編第1章)を論じている。
- (47) Hart, *op.cit.*, p.223.「ベンタムはブラックストンと同様、英国では主権は国王、貴族院、庶民院という三部に分かれた集合体に与えられているという古くからの見解を持っていた……。」同趣旨、*Ibid.*, p.66.私は、sharersを分割享受者と訳した。これを共有者と訳したならば、共有が「二人以上が一物を共同して、所有すること」(『広辞苑』第7版)とあることから、持つ対象が分割できないという感覚を持たれるかもしれない。例、カー・シェア。私は、FG, IV, 24では、英語のshareは、「切ること、区分」と関連しており、FG, IV, 32では、分け前の意味で使われていることを考慮して、「分割」に重点を置いて解釈した。
- (48) ブラムナッツ、堀田、泉谷、石川、永松訳『イギリスの功利主義者たち』(訳1974年)、106ページ。
- (49) FG, preface, para.5. 石井、前掲注(45)論文、678-9ページ参照。
- (50) FG, preface, para.2. 石井、前掲注(45)論文、677ページ参照。
- (51) *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation* (edited by Burns and Hart, 1970) は、IPML. と略する。山下重一訳「道徳と立法の諸原理序説」(『世界の名著38巻』所収) 参照。
- (52) Bentham, *Of Law in General* (ed.by Hart, 1970), chap.1, para.1. 同じ文が、Bentham (edited by Schofield), *Of Limits of Penal Branch of Jurisprudence*, pp.24-25. にある。Schofield は、Editorial Introduction, pp.xi-xiiで、本文の幾らかの部分は1782年に書かれているが大部分は1780年に書かれているとしている。
- (53) なお、Ben-Dor, *op.cit.*, p.136は、この前期と後期の二分説に反対する。「しかしながら、十分言えることであるが、理論的な観点からは、一人の『ベンタム』がいただけた。この見解に立って、ベンタムは、彼が考察した同じ問

題、つまり、関係する集団における最大多数の最大幸福を達成することのできる社会的諸制度 (arrangements) の構成における見通し図 (perspective) を変えたただけだ。」

(54) デインウィディ、前掲書、18ページ。

(55) 永井、前掲書、19ページ。

(56) Hart, *op.cit.*, 66, 72. ハートは2つの理由を挙げている。1. ベントムは当時のイングランドの国制には、自由な政府の指標となる出版の自由、身柄拘束の執行的権力の制御、税制の公平な制度、文官権威への軍の適切な従属があると考えていたと推測している (*Ibid.*, p.67)。2. 文献として、John Bowring, *Memoirs of Bentham*, in *The Works of Jeremy Bentham* (ed. by Bowring), vol.10.p.66にある次の文が引証されている。「ウィルクス (Wilkes) [の諸事件] の頃は、私 [ベントム] は、確乎たる貴族主義者、マンスフィールド卿と国王の度を超した賛美者であった。……[原文改行] しかし、私は、大の改革主義者であった。しかし、私は、政権を持った人々 (the people in power) が改革に反対していることにみじんも疑わなかった。私は、彼らが改革を受け容れるためには [そこには] どのような良いことがあるかを彼らは知りたがっているだけであると想定した。」なお、ウィルクスの諸事件とは、1763年下院議員であったウィルクスの国王に対する批判から始まった一連の急進的政治運動であり、ほぼ1780年中頃まで続いた事件である。ロイ・ポーター、目羅公和訳『イングランド18世紀の社会』(1996年)は、ウィルクスを「便宜主義的扇動政治家」(160ページ)とし、彼の「主張を中流階級に権限を与えようという運動」(108ページ)と位置づけている。マンスフィールド卿とは、スコットランド生まれの主に王座裁判所長官 (1756-88) を務めた裁判官である。ベントムが、マンスフィールドの賛美者であったのは、彼の政治的意見ではなく (Mack, *op. cit.*, p.88)、法改革者としてのマンスフィールドであった (*Ibid.*, p.85)。マンスフィールドの法思想については、石井幸三「マンスフィールドの法思想」『龍谷法学』9巻3・4号 (1977年) 参照。

(57) Mack, *op.cit.* マックを要約した際の (p.xx) は、マックの本の箇所を示す。

(58) Schofield, *Utility and Democracy* (2006), preface p.v. なお、*ibid.*, pp.78ff, 137ffは、1808年から1809年に急進主義に転向が起こったとする彼自身の見解を示すだけでなく、他の先行説を検討している。

(59) Schofield, *op.cit.*, p.139.

(60) 永井、前掲書、19ページ。

(61) ベントムは、自由を強制の欠如として捉えているが、この場合、立法者の非決定的命令も自由の一つと考えている。石井、「ベントム『法一般論』に関する覚え書き (一)」、88ページ。および石井幸三、「ベントムにおける自由」『龍谷法学』25巻1号 (1992年)、4-14ページ参照。

(62) Schofield, *op.cit.*, pp.250ff. 彼は、FG., IV, 24の文を重視しており、ベントムにとって「良い国家への鍵は公表性 (publicity)」であると理解している。

- (63) ちなみに上段はこうである。「それを全体的に解すれば、疑いもなく、それは、非常に巧妙な主張である。その主張が偶々望まれている場合のみを除いて、この世の如何なるものもその目的により良く答えることができない。恐らく、某氏のような法的フェンシング (legal fencing) の正規の常套の訓練で鍛えられた老練な相手者なら、確かに、適切な処理をして、我々の著者にその領域の名誉をどうにかこうにかして与えないことはないだろう。しかし、〔喜劇〕『兵站部将校』の宿の女主人のような訓練されていないへまをなす人は、その人がフェンシング第3の構えで突くべきであった時なら、第4の構えで突くべきである。私は、彼が我々の著者の構えの中に入りきれなかっただろうことを大いに疑う。」冒頭の「それ」は、前段落で言われたことを指す。
- (64) これは、上記注(43)で述べたBen-Dor, *op.cit.*, pp.119ffの考えに部分的な疑問を呈することになる。Ben-Dor, *op.cit.*, p.108は、ベンタムは初期の頃から「人々の集合的判断」「人々は同意できた」としているが疑問である。*Ibid.*, p.108は、「コミュニケーションは、抵抗の可能性について功利主義的な合意 (consensus) を生むだろう」とも言っている。私は、ベンサムは功利の原理を媒介にした時、合意は正しく成立すると考えていたことではベン・ドォに同意するが、『断片』の段階ではまだその確信が明確に表現されていないと読む。Ben-Dor, *op.cit.*, p.241は、「『断片』で、ベンタムは『功利主義を基盤とした無政府主義』と名付けてきた立場を主張した」と書いているが、多種多様な無政府主義理論の中でどの無政府主義を指しているのか私には分からないので賛否を留保する。*Ibid.*, pp.206ffでの同感的裁可の強調や*ibid.*, p.223の「ベンタムの憲法理論は、基本的に性質において共同的 (communal) である」という記述を見ると、著者の公言するように、著者に対するハバーマス (Habermas, 1929-) の影響がある。著者がベンタムにおけるコミュニケーションに注目するのは卓見と思う。しかし、私は、著者によって言及されていないアダム・スミス (Adam Smith, 1723-1790) の同感論や『序説』で「共感と反感の原理」と批判されている理論のベンタムへの影響も無視されるべきでないと考える。もっとも、永井、前掲書、57ページは、ベンタムには「なぜかスミス『道徳感情論』への言及がない」と書いていることに注意。
- (65) ここで「傾向」と書いた理由を付け加える。1.『断片』を書いた時期のベンタムの著作には、統治、政府、法あるいは国家の目的に関する明確そして具体的な文章が少ない。参考になるのは、『法一般論』における単一法の目的という項目の文章である。「全ての法の共通目的は、功利の原理によって規定される場合、公共の善の促進である。……法の目的は、……害悪 (mischief) を防止することにある善である。」Bentham, *Of Laws in General*, p.33; Bentham, *of Limits of Penal Branch of Jurisprudence*, p.57.石井幸三「ベンタム『法一般論』に関する覚え書(一)」『龍谷法学』第15巻1号(1982年)、77ページ参照。これを1783年迄の数年間に書かれたとされるベンタム著デュモン編フランス語版から英訳された *The Theory of Legislation* (edited by Ogden,

1931) と対比しよう。『*The Theory of Legislation*』, p.96 では、法の目的は、社会の幸福であり、その下位目的は、生存、豊富、平等、安全であるとされ、こう書かれている。「安全は生命の基礎である。生存、豊富、幸福、全てがそれに依拠している。」(『*Ibid.*』, p.120) 石井幸三「ベントム著、デュモン編『立法の理論』のcivil code」『龍谷法学』36巻4号(2004年)、71ページ。私は、『断片』執筆の頃は、まだ、統治、政府、法あるいは国家の目的に関する明確そして具体的な像は形作られていないと考える。2。私は、注(56)で引用したベントム自身の回顧談を当時の状況にかなり影響された発言として限定的に理解し、それを、反乱に対する不安を表わしたものとして考える。何故ならば、トーリは主にイギリス国教会を支持しており、それは、ベントムがオクスフォード大学に入る際にも問題視した彼の宗教観と相容れないからである。3。歴史的にイギリスの内閣制度が始まったとされる1721年4月のウォルポール(Robert Walpole)から『断片』の刊行までは、1762年5月26日-63年4月8日を除きホイッグが政権を握っており、官職売買が頻繁に行なわれ、政権は腐敗していた。それにもかかわらず、彼は、1822年に書いたが刊行されなかった『断片』第2版前書き(preface)で、「不注意と偏見」に帰す以外(『*FG.*』, Burns & Hart edition, p.508)、当時の政権担当者への批判をなしていない。2のベントムと大学入学に関しては、永井、前掲書、47-49ページ参照。3の歴代首相に関しては、<https://ja.wikipedia.org/wiki/イギリスの首相の一覧>、政治状況に関しては、ポーター、前掲書、143-267ページ参照。資料的裏付けなしに言えば、私は、傾向を外見的傾向と理解したいぐらいであり、ベントムがトーリであると言っても、狭義ではなく国家の基本枠組の現状肯定という意味で考える。

- (66) ベントムは『*FG.*』Intro., para. 6 で、I Comm. p.47を引用して「社会と市民(世俗) 国家の性質、国家の主権に属する自然の固有の権利……」と記している。
- (67) 石井、前掲注(65) 論文、85ページ参照。
- (68) Burns, *Bentham on Sovereignty: an Exploration*, James (ed.), *Bentham and Legal Theory* (1973), p.137は、1774-1776年のベントムの主たる関心は「法(学)と立法の諸原理」にあり、『断片』は、「政治社会とその諸権力に関する問題」としている。バーンズは、『断片』を「逸脱の逸脱」と位置づけている。
- (69) Bentham, *Of Law in General*, Appendix Part I, para.1. 石井「ベントム『法一般論』に関する覚え書(二・完)」『龍谷法学』第15巻2号(1982年)、92-93ページ参照。同じ文が、索引で見える限りBentham, *Of the Limits of the Penal Branch of Jurisprudence*にはないが、よく似た趣旨の文が、p.316にある。その著のp.16(§2.21)には、次のような重要な文がある。「法(Jurisprudence)は擬制的事実である。その用語に関する意味は、それを、現実の事実物を表示(significative)するだろう何かの用語と一緒に置かれなければ、見つけ出されえない。」

- (70) Harrison, *Bentham* (1983), p.57は、FG., V, 6noteの「言い換えによる説明」に擬制的事実物の定義との関連性を見ている。なお、ベントムは、その注で、言い換えによる説明ができる言葉が多いのは「倫理学と法学(jurisprudence)」と書いている。
- (71) 法命令説に従った法体系の集約点としての主権の導入としての見解に対して、Ben-Dor, *op.cit.*, pp.68-72, 169は反対している。彼は、ベントムを「『法』の命令理論ではなく、法の功利主義的社会理論を擁護した」(*ibid.*, p.173)と説く。この問題は、法実証主義の問題にも係わるので本稿では触れられない。
- (72) Schofield, *op.cit.*, p.223 & Burns, *op.cit.*, p.138. Burnsの見解について、Hart, *Essays on Bentham*, p.229 n.29も参照。
- (73) Hart, *Essays on Bentham*, pp.59-60. ハート、『法の概念』、第4章第4節がオースティンを例に取り具体的にそれを示している。
- (74) ルソー、桑原武夫、前川貞次郎訳『社会契約論』(岩波文庫) 133ページ。

※『統治論断片』章部分の日本語訳がなされている部分

注(10)で書いているように、『断片』章部分の日本語訳に際して、私は、永井義雄『ベントム』(人類の知的遺産 44)(1982年)、158-184ページの『統治論断片』の部分訳を参考にした。

永井、石井によって訳し出され部分を、下に書き出しておく。石井訳を「石」で示し、永井訳を「永」で示す。かなりの程度の部分訳である場合は、横に△を付ける。

第1章

第3段落(以後、段落の数字のみが記される): 永: 永。10: 石、永。11: 石△、永。12: 永。14: 石、永△。15: 石。16: 石。17: 石。19: 石。21: 石、永。31: 永△。32: 永△。36: 永△。37: 永。39: 永△。41: 永△。45: 永△。48: 永。

第2章

6: 永。7: 石。8: 石。9: 石、永。18: 石。27: 永△。29: 永△。35: 永。

第3章

8: 永△。9: 永△。10: 永△。21: 永△。

第4章

5: 石△、永△。6: 石。7: 石。8: 石△。9: 石。10: 石。11: 石(場所に注意)。20: 永。21: 永。22: 石、永△。23: 石、永。24: 石△、永△。28: 石。32: 石。33: 石。34: 石。35: 石。36: 石。39: 永。40: 永△。41: 永△

第5章

6: 石。7: 石。8: 石。11: 永△。13: 永。